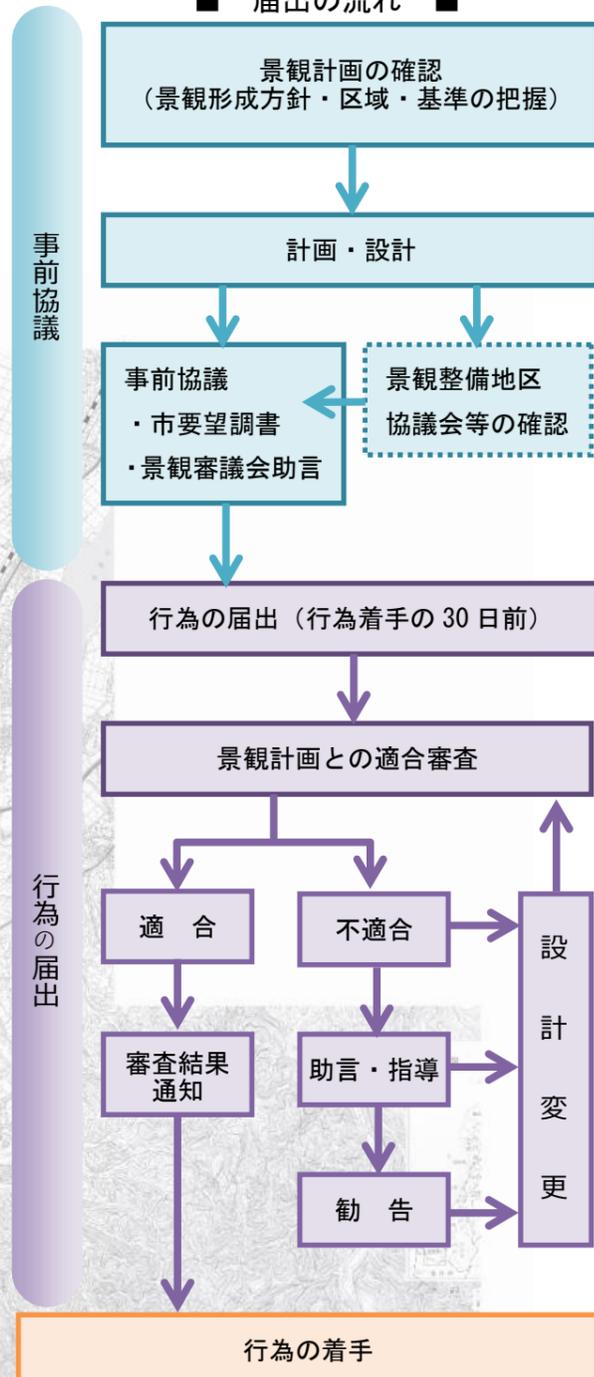


# 加賀市景観計画区域

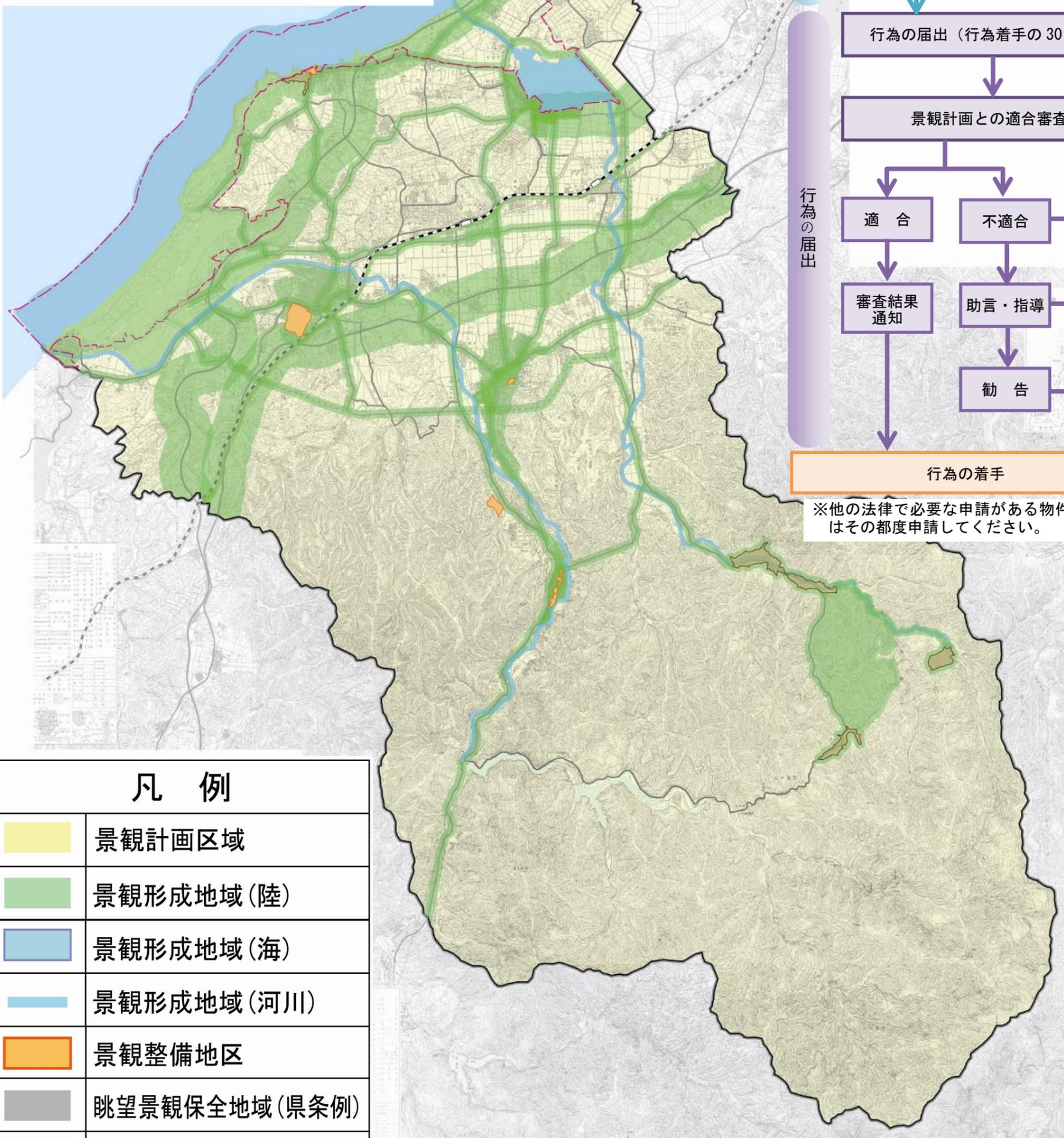
## ■ 届出対象行為 ■

行為の種類	区域の名称		
	景観計画区域	景観形成地域	景観整備地区
届出対象 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は建築面積200㎡を超えるもの	全て
	太陽光発電設備等を使用または設置する建築物については、モジュール面積の合計が100㎡を超えるもの		
届出対象 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの	全て
	太陽光発電設備等については、モジュール面積の合計が100㎡を超えるもの		
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が3,000㎡を超えるもの	

## ■ 届出の流れ ■



※他の法律で必要な申請がある物件についてはその都度申請してください。



## 凡 例

	景観計画区域
	景観形成地域(陸)
	景観形成地域(海)
	景観形成地域(河川)
	景観整備地区
	眺望景観保全地域(県条例)
	伝統的建造物群保存地区
	国立公園区域